

三宅町固定資産台帳・財務書類作成支援業務

公募型プロポーザル説明書

令和6年5月

三宅町 会計課

この説明書は、固定資産台帳・財務書類作成支援業務にあたり、その業務実績が豊富な事業者から提案募集を行い、委託契約を行うために必要な手続き等について定めるものとする。

第1 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財務第14号平成27年1月23日総務大臣通知）等を受け、総務省から示された「統一的な基準」による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（以下、「財務書類」という）の作成と公表の支援、並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備の支援を行うものである。併せて財務書類を活用した資産債務の把握や財政運用への活用、住民への情報公開、及び固定資産台帳を用いた今後の公共施設等マネジメント業務への活用を行うものである。

(2) 業務名

三宅町固定資産台帳・財務書類作成支援業務

(3) 業務内容

別紙 「業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

※三宅町において予算の減額又は廃止等による契約の変更又は解除等がありうる。

(5) 事業上限額

総事業費4,170千円（消費税抜き）以内

うち、令和6年度：1,390千円（消費税抜き）以内

令和7年度：1,390千円（消費税抜き）以内

令和8年度：1,390千円（消費税抜き）以内

※令和7年・8年度については、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為

※公会計システムの保守料については、システムディ製PPPについて別途契約を締結しているため、提案内容及び上記事業上限額からは除外すること。

第2 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次の掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 町に指名競争参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出している者、または同等のものとして認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公示日以降に、奈良県建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 近畿に本店又は営業所等を有する法人。
- (9) 公認会計士の資格を有し、本業務内容に精通した者。
- (10) 過去において（概ね3年以内）、本業務と同種の業務実績がある者。
- (11) 三宅町で既に導入済の株式会社システムディの「PPP」のソフトウェアで業務を行うことを前提条件とし、同ソフトウェアの操作指導経験があること。

第3 提案募集スケジュール

本企画提案のスケジュールは以下のとおりである。

項目	日程
公募開始日	令和6年5月13日（月）
質問書提出期限	令和6年5月27日（月）午後5時
参加表明書提出期限	令和6年5月28日（火）午後5時
質問回答日	令和6年6月3日（月）予定

企画提案書等提出期限	令和6年6月10日（月）午後5時
書類及びプレゼンテーションによる審査予定日	令和6年6月20日（木）予定
審査結果通知発送予定日	令和6年6月下旬予定

※本業務について、説明会は実施しない。

第4 応募書類の交付等

(1) 交付開始日

令和6年5月13日（月）

(2) 交付場所

三宅町公式ホームページ（以下、HPという。）に掲載（以下のページでダウンロードできます。）

<http://www.miyake.lg.jp>

第5 企画提案等にかかる質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和6年5月27日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第2号）により電子メールにより下記、「第13 担当部署」に提出すること。

※件名「三宅町固定資産台帳・財務書類作成支援業務に関する質問」とし、送信すること。

※送信後に受信確認のため、必ず電話でその旨を連絡すること。

※電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答日

令和6年6月3日（月）（予定）

(4) 回答方法

質疑に対する回答については、HP上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。

第6 参加表明書の提出

参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）に必要事項を明記の上、提出すること。

(1) 提出期限：令和6年5月28日（火）午後5時まで

(2) 提出方法：持参又は簡易書留による郵送（必着）により、下記「第13 担当部署」に提出すること。

(3) 「第2 参加資格」において第1号に規定する「町に指名競争参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出している者」に該当しない者が参加を希望する場合は、次に掲げる書類を提出すること。この場合においては、町が確認した上で適当であると認められた場合にのみ、参加資格を認めるものとする。

ア 印鑑証明書の写し

- イ 法人にあつては、商業登記簿謄本もしくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
- ウ 個人にあつては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
- エ 法人にあつては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）の写し
- オ 個人にあつては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」）の写し

(4) 留意点

業務実績書（様式第4号）及び業務実施体制（様式第7号）については、記載欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

- (5) 参加資格の確認結果は、令和6年5月30日（木）に参加表明書（様式第1号）に記載のメールアドレス宛に通知する。

第7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（必着）により、下記「第13 担当部署」に提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（表紙・様式第3号）

②業務実績書（様式第4号）

③会社概要書（様式第5号）

④協力会社概要書（様式第6号）

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

⑤業務実施体制（様式第7号）

⑥配置予定技術者調書（様式8号）

※主任技術者・担当技術者1人につき1枚作成すること。

⑦企画提案書（任意書式）

企画提案書については、仕様書記載の業務内容を基本とし、作成すること。

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書の表紙以外の提案書類には、提案者の法人名称等、事業者を特定できる事項を一切記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。

(4) 提出部数

上記書類をA4判にて順番に6部（原本1部、副本5部）提出すること。

ただし、図面などの資料については、A3判も可能とする。

第8 審査方法

(1) 選定委員会

審査は、町が設置する三宅町固定資産台帳・財務書類作成支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会において、下記2に定める審査基準に基づき評価点方式により審査を実施し、最も得点の高い者を本業務委託契約受託の優先交渉者として決定する。また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施する。その場合、提案内容が合計点の概ね6割以上を獲得し審査委員の合議により認められた場合は、その事業者を本業務委託契約受託の優先交渉者として決定する。

(2) 審査基準

審査における評価項目と配点については、次のとおりとする。

	評価項目	評価の視点	配点
1	業務実績	① 固定資産台帳・財務書類の作成支援の実績	5点
2	実施体制	① 組織の運営体制（支援体制） ② 業務従事者の地方公会計制度、発生主義、複式簿記の知識	20点
3	企画力	① 国や他団体の情報収集・提供 ② 固定資産台帳の更新にかかる支援 ③ 財務書類の作成にかかる支援 ④ 財務書類等を活用した分析 ⑤ 公会計システムの運用に関する支援	50点
4	支援方法・スケジュール	① 支援や打ち合わせの具体的な方法 ② 日程、工数等のスケジュール	10点
5	その他提案	① 上記以外の項目で追加の提案	5点
6	見積額（経済性）	① 見積金額について適切か、コストパフォーマンスに優れているか	10点
	合 計		100点

(3) 審査方法

審査においては、令和6年6月20日（木）（予定）に書類及びプレゼンテーションによる審査を実施することとし、日時等の詳細については企画提案書の提出があった者に別途通知する。

なお、当日持参したパソコンを使用することを許可する。ただし、投影用モニター及びHDMIケーブルについては担当部署において用意する（HDMIケーブルを交換するアダプター等は提案者において準備すること。）。

第9 審査結果の公表及び通知

審査結果は、最優秀提案者の名称及び評価点の合計点について、三宅町ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

第10 参加者の失格

プロポーザルに参加した者（以下、「参加者」という。）が次のいずれかの事項に該当することとなった場合は失格とする。

- (1) 前述第2の参加資格に該当しなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (3) 参考見積額の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの
- (4) 本審査において、公平な審査を阻害する行為があった場合

第11 契約

- (1) 契約の締結について

第8にて選定した者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

- (2) 支払いの条件

ア 前払金は支払わない。

イ 支払は各年度における業務完了後に、当該年度分の契約金額を支払う。

ウ 契約については、地方自治法214条に基づく債務負担行為契約とする。但し、予算の減額又は廃止等による契約の変更又は解除等がありうるものとする。

第12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費については、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書などにおいて、提出期限後の加除修正は認めない。
- (3) 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- (4) 参加者が本プロポーザルに提出した書類は返却しない。
- (5) 三宅町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書（任意様式）により申し出ること。

第13 担当部署

三宅町役場 会計課

【担当】佐藤

【住所】〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂689番地

【電話】0745-44-3078（内線103）

【FAX】0745-43-0922

【メール】kaikai@town.miyake.lg.jp